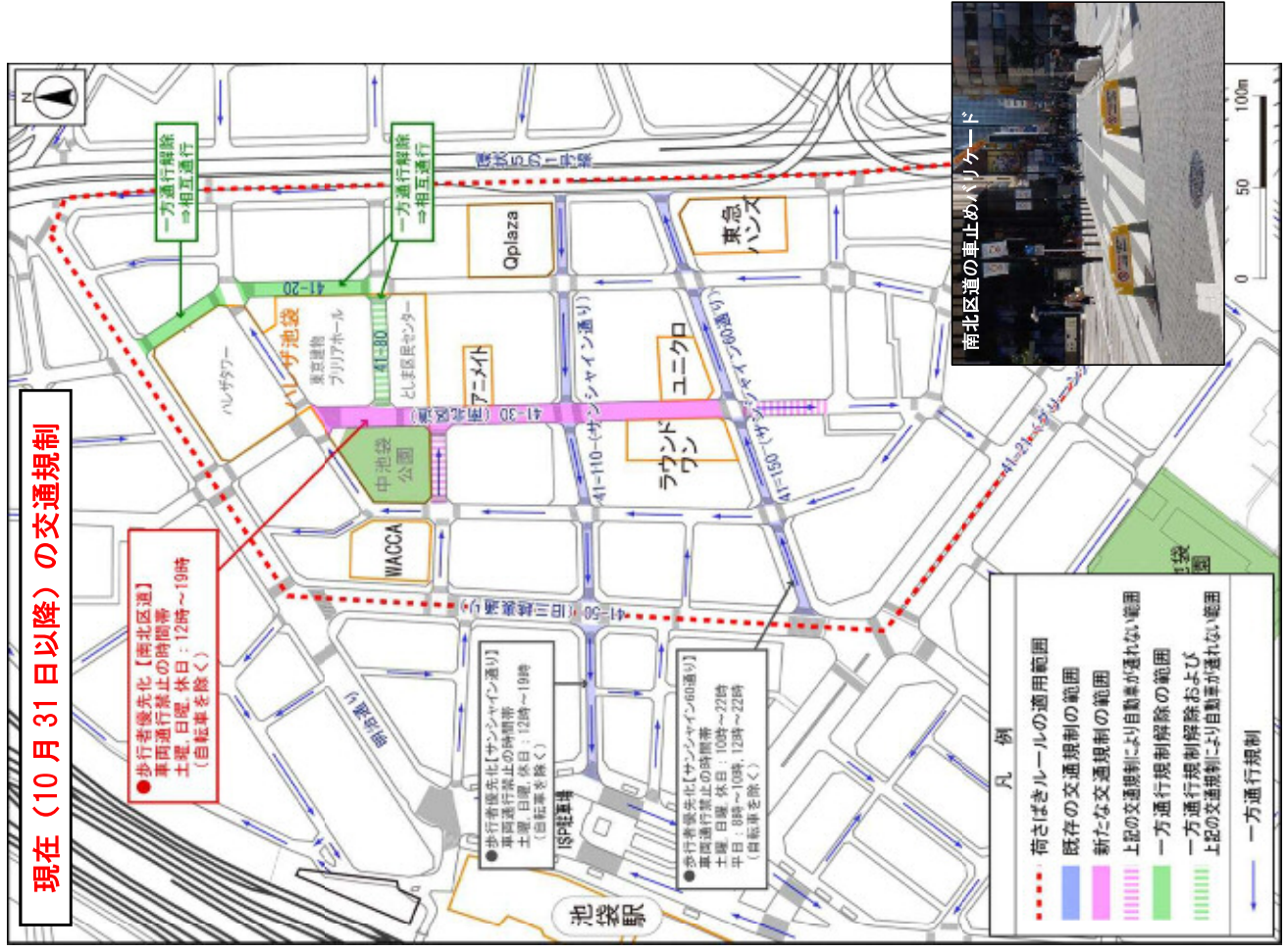
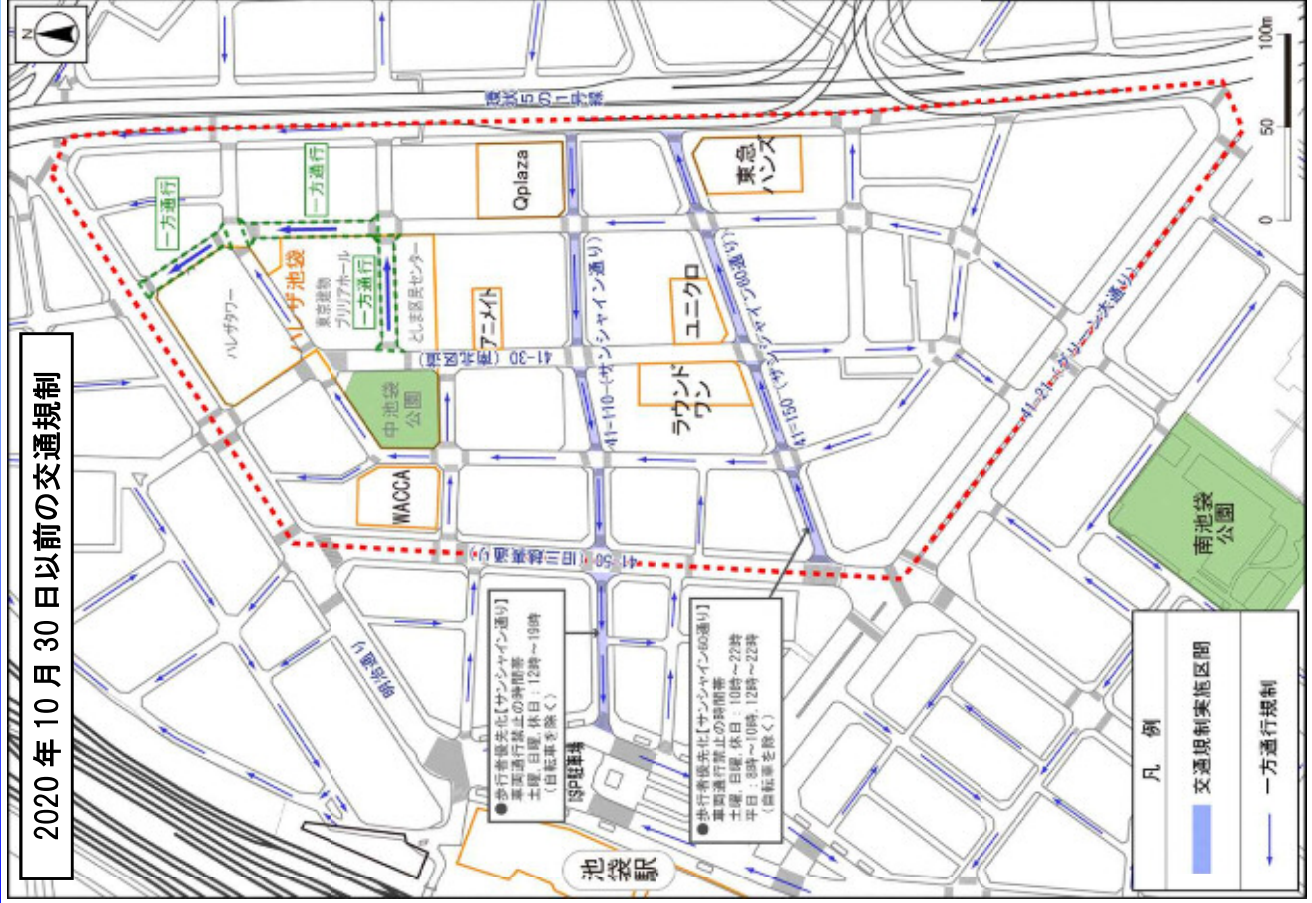


Ⅲ. 本年度の実施内容①【南北区道周辺の歩行者優先化（交通規制変更）の実施】

1. 南北区道周辺の交通規制変更の範囲



2. 南北区道周辺の交通規制変更の周知

(1) チラシの配布（地元配布・HPに掲載）

・地元配布するとともに豊島区のホームページに掲載し、周知を行った。

表面

実物大
(A4)

南北区道周辺の交通規制の変更のお知らせ

南北区道周辺の交通規制が、下記の日時から裏面の図のとおり変更となります

実施日時：令和2年（2020年）10月31日（土）～

なぜ交通規制を変更するの？

南北区道は、池袋駅東口の賑わいの拠点をつなぐ主要な道路で特に休日は多くの歩行者が通行しますが、歩道がないため歩行者が車道にまで溢れている状況です。しかし現状では、車両の通行が可能であるため、**車両と歩行者が軽微な危険な状況となっています。**このため、歩行者の多い時間帯で南北区道の**車両通行を規制し、安全・安心な歩行者空間を確保していきます。**



歩行者と自動車が増え、危険な状況の南北区道

荷さばきルールの検討も行っています！

南北区道や周辺の道路は、荷さばき車両等の路上駐車が常態化しています。安全で快適な歩行者空間を創出するためには、これら路上駐車車両への対応が課題となっています。一方、これらの活動によって荷さばき（物流）は必要不可欠な活動であることから、歩行者優先の取り組みと物流との両立を目的として『南北区道周辺荷さばきルール』を検討しています。

荷さばきルールの例（イメージ）

荷さばきの時間帯の変更

12時～19時
荷さばきを続ける時間帯



歩行者が多い
時間帯

19時～24時
荷さばきを減らす時間帯



歩行者が少ない
時間帯

荷さばきの駐車場所の変更

＜路外の民間駐車場等*の活用＞



*指定済み駐車場、共同付置きスペース等

＜パーキング・メーター等の活用＞



詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toshima.lg.jp/298/machizukuri/kotsu/koutuukiseihennkou.html>

南北区道交通規制

＜お問合せ＞ 豊島区都市整備部 都市計画課
TEL：03-4566-2635

裏面

裏面は、前ページの図（現状の交通規制⇒変更後の交通規制）を掲載

3. 南北区道周辺の交通規制変更と荷さばきルールのスケジュール

項目	令和2年(2020年)					令和3年(2021年)				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ハレザ池袋	タワー棟工事	● グラントオープン								
南北区道歩行者優先化 (車両通行規制)	関係機関協議調整				10/31~ 交通規制実施					
南北区道周辺荷さばきルール	事前整理	荷さばきルールの検討	荷さばきルール策定	周知	荷さばきルール運用開始	今後進めていく取り組み ・啓発活動の実施 ・区のHP、広報としまへの掲載 ・各委員のHPPへの掲載依頼 ・その他の取組みの推進				
交通状況調査					10月24日(土) 南北区道交通規制 事前調査の実施	12月5日(土) 南北区道交通規制 事後調査の実施				事後調査項目 ・自動車交通量調査 ・歩行者交通量調査 ・路上駐車台数調査 ・共同荷さばきスペース利用台数調査
南北区道周辺荷さばきルール策定懇談会 ※第3回より名称を 「南北区道周辺荷さばきルール策定協議会」に変更		7/3 第1回	8/5 第2回	9/4 第3回						

● タワー棟工事

● グラントオープン

10/31~
交通規制実施

周知

標識・路面標示工事

荷さばきルール策定

荷さばきルール運用開始

今後進めていく取り組み
・啓発活動の実施
・区のHP、広報としまへの掲載
・各委員のHPPへの掲載依頼
・その他の取組みの推進

10月24日(土)
南北区道交通規制
事前調査の実施

12月5日(土)
南北区道交通規制
事後調査の実施

事後調査項目
・自動車交通量調査
・歩行者交通量調査
・路上駐車台数調査
・共同荷さばきスペース利用台数調査

荷さばきの現状
・他地区の事例紹介
・意見交換等

荷さばきルール(素案)の提示
・周知方法確認

荷さばきルール(素案)の提示
⇒ 荷さばきルール策定

IV. 本年度の実施内容②【南北区道の歩行者優先化の事後調査と施策の評価】

1. 南北区道の歩行者優先化の評価

- 南北区道の歩行者優先化（車両通行規制）実施後の交通状況や荷さばき施策の効果等を検証し、南北区道の歩行者優先化施策の評価を行った。
- ＜評価項目＞
- 歩行者流動の把握
 - ・ 南北区道の車両通行規制により影響を受ける道路の歩行者交通量を観測し、過年度の調査結果との比較により、歩行者交通量の変化を把握した。
 - ・ なお、南北区道の車両通行規制による歩行者交通量の変化を把握するため、南北区道の主要断面1箇所については、車両通行規制の事前にも調査を行った。
 - 周辺交通への影響の把握
 - ・ 南北区道の車両通行規制により迂回する自動車の経路となる道路の自動車交通量を観測し、過年度の調査結果や事前との比較により、周辺交通への影響を把握した。
 - ・ 一方通行規制を解除するハレザ池袋周辺の道路については、南北区道の車両通行規制の事前と事後に自動車交通量を観測し、交通流動の変化を把握した。
 - 荷さばき施策の効果検証
 - ・ 南北区道および周辺道路の路上駐車状況を観測し、過年度の調査結果との比較により路上駐車状況の変化を把握するとともに、としま区民センターの共同荷さばきスペースの利用状況を観測し、荷さばき施策の効果を検証した。
 - 南北区道の歩行者優先化の評価
 - ・ 上記の検討を総括し、南北区道の歩行者優先化の評価を行った。

分析・評価の結果は、後述に記載

2. 南北区道の歩行者優先化の事後調査

(1) 調査項目

- 南北区道の歩行者優先化を評価するにあたって、以下の調査を実施した。
- ＜調査項目＞
- 交通量調査
 - 【歩行者優先化実施前】
 - ・ 自動車交通量調査（8～20時）（休日1日）：3箇所
 - ・ 歩行者交通量調査（8～20時）（休日1日）：1断面
 - 【歩行者優先化実施後】
 - ・ 自動車交通量調査（8～20時）（休日1日）：10箇所
 - ・ 歩行者交通量調査（8～20時）（休日1日）：6断面
 - 駐車状況調査
 - 【歩行者優先化実施後】
 - ・ 路上駐車状況調査（8～20時）（休日1日）
 - ・ 共同荷さばきスペース利用台数調査（12～19時）（土日の計2日）：1箇所

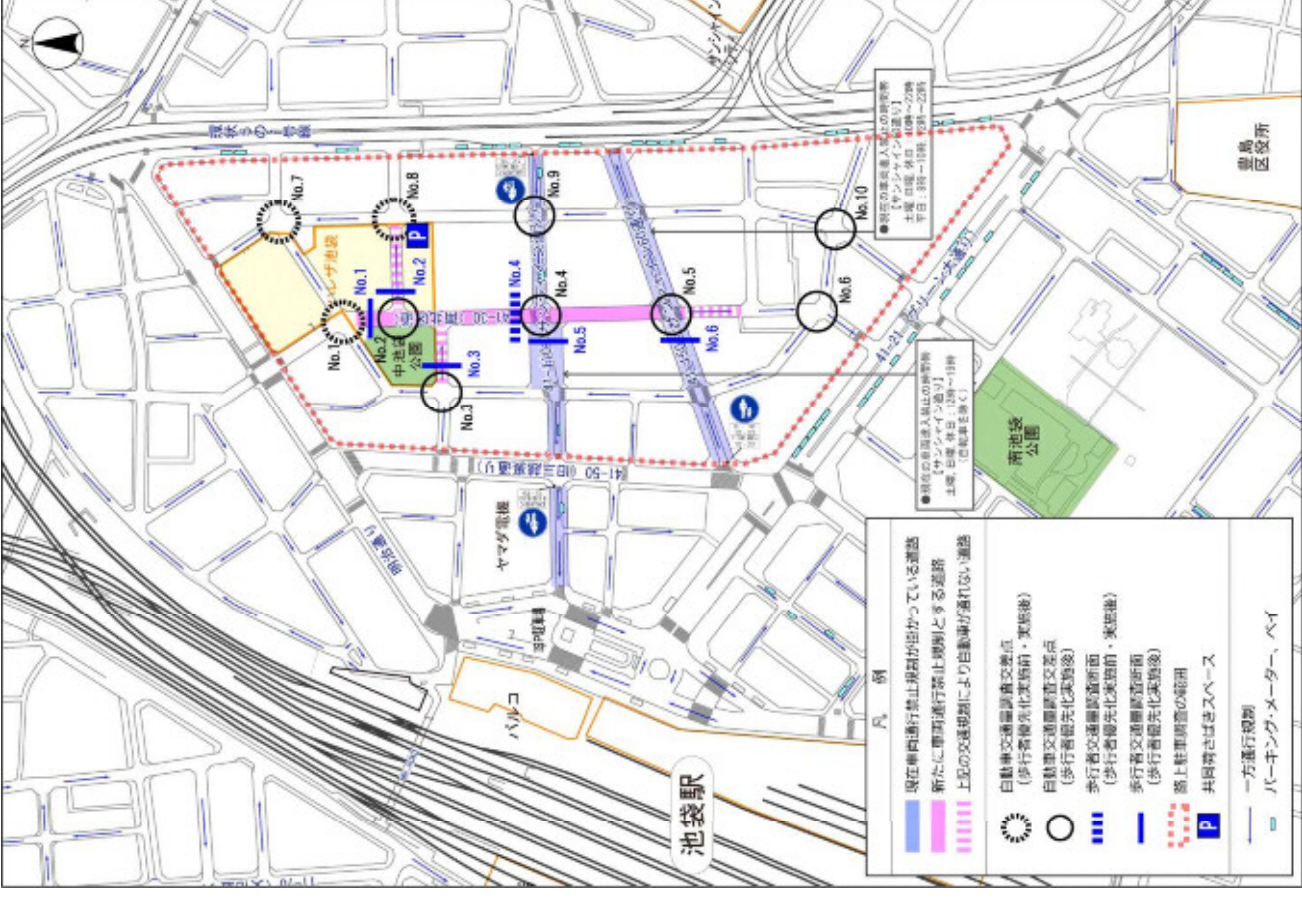


図 交通状況調査地点位置図

(2) 調査実施日

- 事前調査の調査日
 - 令和2年(2020年)10月24日(土)
 - 令和2年(2020年)10月31日(土)
- 事後調査の調査日
 - 令和2年(2020年)12月5日(土)、6日(日)

(3) 調査方法

① 自動車交通量調査の調査方法

- ・歩道等に調査員を配置し、通過した車両の台数を、流入路別・進行方向別・時間別・車種区別にマニユアルカウンターを用いて計測し15分及び1時間毎に記録した。
- ・車種区分は、「二輪車類」、「小型車類」、「大型車類」の3分類とした。

表 自動車交通量調査の種別区分

種別	内容
二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車
小型車類	乗用車、軽貨物車、小型貨物車 4、5ナンバー(黄と黒のプレート) 3、4、5、6、7ナンバー
大型車類	バス、普通貨物車 1、2、8、9、0ナンバー

*8ナンバー(特種用途自動車)は車両の形態により分類する。

② 歩行者交通量調査の調査方法

- ・歩道等に調査員を配置し、観測断面を通過した歩行者・自転車的人数及び台数を、進行方向別・時間別にマニユアルカウンターを用いて計測し15分及び1時間毎に集計した。

表 歩行者交通量調査の種別区分

種別	内容
歩行者類	隊列、葬列を除く
自転車類(乗車)	車いす、小児用の車を除く
自転車類(押歩き)	車いす、小児用の車を除く

③ 路上駐車状況調査の調査方法

- ・調査対象道路を調査員が10分毎に巡回し、路上に駐車している車両のナンバープレート(3桁の数字と4桁の数字)と車種を記録した。荷さばき車両については、荷物の種類、会社名(分かる限り)も記録する。車種区分は、以下の表のとおりとした。

表 路上駐車台数調査の種別区分

種別	内容
小型乗用車	(ナンバープレートの自動車の種別による分類番号の頭番号) 5ナンバー(黄と黒のプレート) 3、8ナンバー(小型プレート) 2、3、5、7ナンバー
大型乗用車(バス)	2ナンバー
小型貨物車	自家用(Tp) [白・黄のプレート] 事業用(Tb) [緑・黒のプレート] 1ナンバー(白・緑のプレート)
中型貨物車	自家用(Tp) [白のプレート] 事業用(Tb) [緑のプレート]
大型貨物車	自家用(Tp) [白のプレート] 事業用(Tb) [緑のプレート] 1ナンバー 9、0ナンバー

*1ナンバーは、車両の大きさ(全長)により分類

*8ナンバー(特種用途自動車)は、車両の形態、車両の大きさ(全長)により分類

④ 共同荷さばきスペース利用台数調査の調査方法

- ・共同荷さばきスペースに調査員を配置し、利用状況(入庫時間、出庫時間)と荷物の種類、会社名(分かる限り)を記録した。車種区分は、「小型貨物(自家用)」、「小型貨物(事業用)」、「普通貨物(自家用)」、「普通貨物(事業用)」の4分類とした。

V. 本年度の実施内容③【南北区道周辺荷さばきルール【概要版】】の作成

1. 「南北区道周辺荷さばきルール【概要版】」の作成

表面

南北区道周辺荷さばきルールを策定しました！
～概要版～

Q: 家庭ゴミも一緒でいい？
A1: 家庭ゴミは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。本ルールでは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。本ルールでは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。

Q: 「荷さばき」って何？
A2: 荷さばきとは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。本ルールでは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。

Q: 荷さばきルールってどんなルール？
A3: 荷さばきルールとは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。本ルールでは、指定のゴミ捨て場へ分別して持ち出し、燃焼処理を行います。

裏面

TOSHIMA
豊島区
豊島区役所

南北区道周辺荷さばきルールを策定しました（令和2年10月31日～運用開始）

荷さばきルール策定の背景

〒171-8422 豊島区新地2-45-1（新庁舎所在地） 電話番号：03-3981-1111（代表）

裏面

南北区道周辺荷さばきルール【概要版】

ルール1 荷さばきの時間・曜日

ルール2 荷さばきの場所・曜日

ルール3 荷さばきのルール

ルール4 荷さばきのルール

ルール5 荷さばきのルール

ルール6 荷さばきのルール

ルール7 荷さばきのルール

ルール8 荷さばきのルール

ルール9 荷さばきのルール

ルール10 荷さばきのルール

ルール11 荷さばきのルール

ルール12 荷さばきのルール

ルール13 荷さばきのルール

ルール14 荷さばきのルール

ルール15 荷さばきのルール

ルール16 荷さばきのルール

ルール17 荷さばきのルール

ルール18 荷さばきのルール

ルール19 荷さばきのルール

ルール20 荷さばきのルール

ルール21 荷さばきのルール

ルール22 荷さばきのルール

ルール23 荷さばきのルール

ルール24 荷さばきのルール

ルール25 荷さばきのルール

ルール26 荷さばきのルール

ルール27 荷さばきのルール

ルール28 荷さばきのルール

ルール29 荷さばきのルール

ルール30 荷さばきのルール

ルール31 荷さばきのルール

ルール32 荷さばきのルール

ルール33 荷さばきのルール

ルール34 荷さばきのルール

ルール35 荷さばきのルール

ルール36 荷さばきのルール

ルール37 荷さばきのルール

ルール38 荷さばきのルール

ルール39 荷さばきのルール

ルール40 荷さばきのルール

ルール41 荷さばきのルール

ルール42 荷さばきのルール

ルール43 荷さばきのルール

ルール44 荷さばきのルール

ルール45 荷さばきのルール

ルール46 荷さばきのルール

ルール47 荷さばきのルール

ルール48 荷さばきのルール

ルール49 荷さばきのルール

ルール50 荷さばきのルール

ルール51 荷さばきのルール

ルール52 荷さばきのルール

ルール53 荷さばきのルール

ルール54 荷さばきのルール

ルール55 荷さばきのルール

ルール56 荷さばきのルール

ルール57 荷さばきのルール

ルール58 荷さばきのルール

ルール59 荷さばきのルール

ルール60 荷さばきのルール

ルール61 荷さばきのルール

ルール62 荷さばきのルール

ルール63 荷さばきのルール

ルール64 荷さばきのルール

ルール65 荷さばきのルール

ルール66 荷さばきのルール

ルール67 荷さばきのルール

ルール68 荷さばきのルール

ルール69 荷さばきのルール

ルール70 荷さばきのルール

ルール71 荷さばきのルール

ルール72 荷さばきのルール

ルール73 荷さばきのルール

ルール74 荷さばきのルール

ルール75 荷さばきのルール

ルール76 荷さばきのルール

ルール77 荷さばきのルール

ルール78 荷さばきのルール

ルール79 荷さばきのルール

ルール80 荷さばきのルール

ルール81 荷さばきのルール

ルール82 荷さばきのルール

ルール83 荷さばきのルール

ルール84 荷さばきのルール

ルール85 荷さばきのルール

ルール86 荷さばきのルール

ルール87 荷さばきのルール

ルール88 荷さばきのルール

ルール89 荷さばきのルール

ルール90 荷さばきのルール

ルール91 荷さばきのルール

ルール92 荷さばきのルール

ルール93 荷さばきのルール

ルール94 荷さばきのルール

ルール95 荷さばきのルール

ルール96 荷さばきのルール

ルール97 荷さばきのルール

ルール98 荷さばきのルール

ルール99 荷さばきのルール

ルール100 荷さばきのルール

（実際のサイズは、A4 仕上り二つ折り）※実物は別添参照

- ・地元事業者や運送業者に荷さばきルールをわかりやすく伝えるために「南北区道周辺荷さばきルール【概要版】」（パンフレット）を作成するとともに、豊島区のホームページで広く周知を行った。
- ※東京都トラック協会や清涼飲料自販機協議会のホームページにも掲載。

豊島区ホームページへの掲載

ホーム > 上野公園・緑地 > 交通 > 南北区道周辺荷さばきルールを策定しました（令和2年10月31日～運用開始）

南北区道周辺荷さばきルールを策定しました（令和2年10月31日～運用開始）

荷さばきルール策定の背景

〒171-8422 豊島区新地2-45-1（新庁舎所在地） 電話番号：03-3981-1111（代表）

豊島区は、南北区道の交差点周辺（令和2年10月31日～）と同様に運用を開始します。

- ・南北区道周辺荷さばきルールを策定（PDF：2,627KB）
- ・南北区道周辺荷さばきルールを策定（PDF：1,067KB）
- ・南北区道周辺荷さばきルールを策定（PDF：41KB）

共同荷さばきスペース設置について

荷さばきルール策定に伴い、共同荷さばきスペースの設置計画が決定し、共同荷さばきスペースが設置される予定です。共同荷さばきスペースを利用する際は、事前に申請手続きが必要となります。以下の利用申請書をご確認ください。申請書は、以下のリンクからダウンロードいただけます。

なお、申請の受付は10月19日（月）から開始します。

- ・共同荷さばきスペース利用申請書（利用開始（PDF：265KB））

お問い合わせ先

【南北区道周辺荷さばきルール】策定委員会

事務局 豊島区新地2-45-1 豊島区役所新庁舎6階
住所：〒171-8422 豊島区新地2-45-1 豊島区役所新庁舎6階
電話：03-4566-2635 / FAX: 03-3560-5135
Eメール：0002603@city.toshima.tokyo

お問い合わせ先

都市計画課環境担当課長

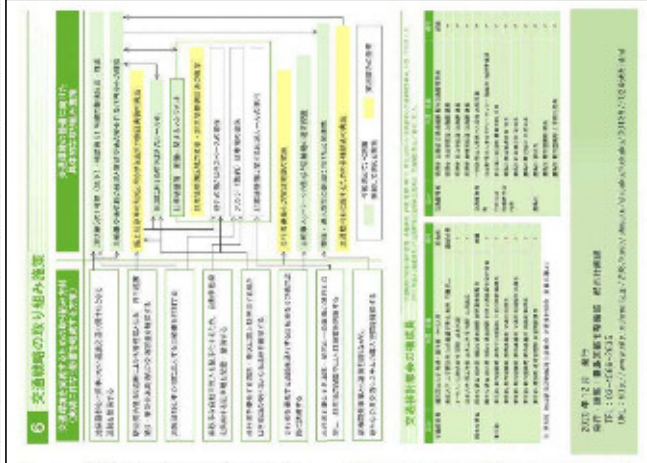
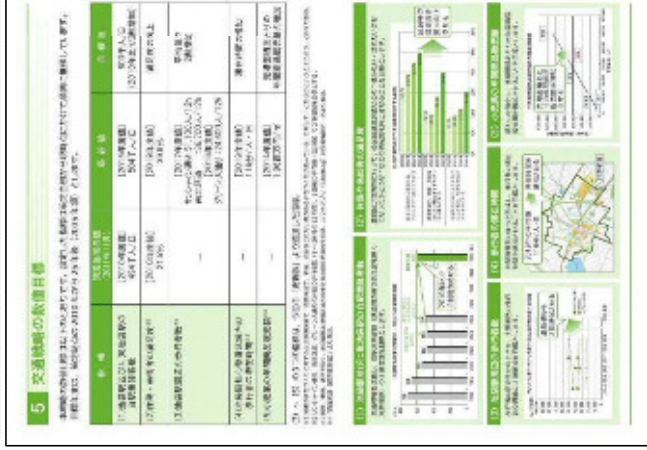
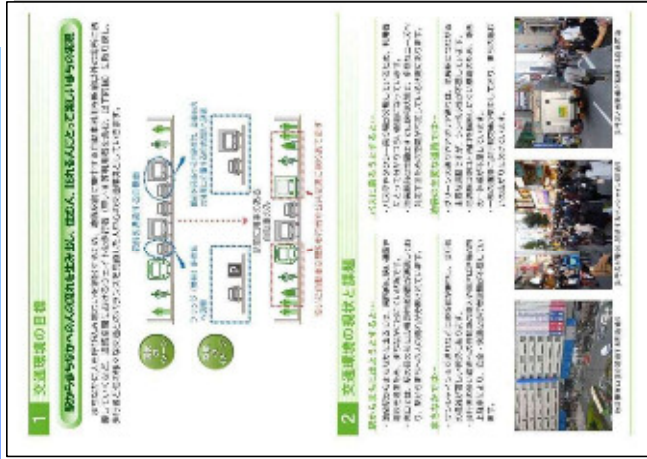
発行日：2020年10月8日

豊島区役所 法人番号 8000020131164

〒171-8422 豊島区新地2-45-1（新庁舎所在地） 電話番号：03-3981-1111（代表）

Copyright © Toshima City. All rights reserved.

2. 「池袋副都心交通戦略 2020 更新版【概要版】」の作成



(実際のサイズは、A4 仕上り巻三つ折り) ※実物は別添参照